

**平成24（2012）年度
第2次枚方市男女共同参画計画
アクションプログラム進捗状況**

**平成25（2013）年11月
枚 方 市**

も く じ

I 第2次枚方市男女共同参画計画アクションプログラムの概要	1
II アクションプログラム	
平成24(2012)年度の取り組みについて	2
第2次枚方市男女共同参画計画指標	3
平成24(2012)年度に取り組んだ内容	4
<u>基本目標1 人権尊重の視点から男女共同参画の理解を促進する</u>	
基本方向(1) 男女共同参画に関する理解の促進	4
基本方向(2) 男女平等を推進する教育・学習の推進	5
基本方向(3) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	7
基本方向(4) 情報活用における男女共同参画の推進	8
基本方向(5) 外国籍市民等への生活関連情報の提供	9
<u>基本目標2 配偶者や恋人などからの暴力を根絶する</u>	
基本方向(1) DVなどの暴力の防止	9
基本方向(2) 被害者に対する相談・支援対策の充実	12
<u>基本目標3 生涯を通じて安心して健やかに暮らせるよう支援する</u>	
基本方向(1) 生涯を通じた男女の健康支援	16
基本方向(2) 男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者等への支援	18
基本方向(3) ひとり親家庭等への支援	20
<u>基本目標4 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できるよう支援する</u>	
基本方向(1) 安心して子育てや介護ができるための支援	21
基本方向(2) 就業・起業・再就業したい人への支援	24
基本方向(3) 雇用の場における男女の均等な機会と待遇確保の推進	25
基本方向(4) 働きながら、育児や介護ができる職場環境の整備促進	25
<u>基本目標5 男女共同参画の仕組みづくりを推進する</u>	
基本方向(1) 政策・方針決定過程等への男女共同参画の促進	26
基本方向(2) 男女共同参画の視点に立った施策展開	27
基本方向(3) 関係機関・市民団体等との連携強化	28
基本方向(4) 市民参加による外部評価と計画の進行管理	28
基本方向(5) 推進のための拠点施設機能の充実	29
基本方向(6) 苦情処理・人権侵害相談体制の充実	30
枚方市男女共同参画推進審議会の意見	31

Ⅱ アクションプログラム

平成 24（2012）年度の取り組みについて

本市では、平成 22（2010）年 3 月に枚方市男女共同参画推進条例を制定し、基本理念をはじめ、行政や教育にかかわる者、また、市民や事業者等がともに男女共同参画推進のために努めなければならない事項や、市の施策の基本となる事項などを定めました。同条例に基づく計画として、平成 23（2011）年 3 月に第 2 次枚方市男女共同参画計画を策定し、取り組みを進めているところです。

計画の 2 年目である平成 24（2012）年度についても、男女共同参画の視点から目標達成に向けた取り組み内容の確認、点検を行い、市の施策評価の実績数値等をもとに、その推進状況を確認しました。男女共同参画の仕組みづくりの推進にかかわる、政策・方針決定過程等への男女共同参画の促進について、市の審議会および市職員や教職員の管理職に占める女性数の比率は、年々、向上しています。また、仕事と生活のあり方をさまざまに選択できるよう、保育所入所待機児童の計画的な解消を目指すなど、さらに、目標達成に向けた取り組みを実施していきます。

一方、本市の「男女共同参画にかかる市民アンケート調査」（平成 24（2012）年 7 月実施）^{※2}の結果からは、固定的な役割分担意識が依然として根強く残る傾向が見られました。内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 24（2012）年 10 月実施）^{※3}においても、「夫は外で働き、妻は家を守るべきである」という考え方を支持する人が過半数を超えています。さまざまな選択が性別によって制限されることのない豊かな社会の実現を目指し、さらに取り組みを進める必要があります。

また、配偶者からの暴力行為の被害者は女性が 9 割を超えています^{※4}、女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、女性を従属的な状況に追い込むものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。本市では、平成 25（2013）年 4 月にドメスティック・バイオレンス被害者の専門相談窓口として、枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」を開設し、被害者支援体制の充実に取り組んでいます。また、暴力を容認しない社会づくりを進めるための防止対策にも、引き続き、取り組みます。

今後も、すべての市民が互いに人権を尊重し合い、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮することができる、誰もが生きやすい男女共同参画社会の実現を目指し、取り組みを推進していきます。

※2 平成 24（2012）年 7 月 2 日～25 日実施 対象：市内在住の満 20 歳以上の男女 有効回収数：909 人

※3 平成 24（2012）年 10 月 11 日～28 日実施 対象：全国 20 歳以上の日本国籍を有する者 有効回収数：3,033 人

※4 『平成 25 年版男女共同参画白書』（内閣府男女共同参画局 平成 25（2013）年 6 月）第 5 章 女性に対する暴力 第 1 節 配偶者からの暴力の実態

第2次枚方市男女共同参画計画指標

- 基本目標ごとに、その推進状況を数値で客観的に把握するために指標を設定する。
- 数値は、「男女共同参画にかかる市民アンケート調査」（データ：実施年度7月現在）と施策評価の施策指標等のデータから収集する。
 - 市民アンケート調査実施年度：平成22（2010）年度・平成24（2012）年度・平成26（2014）年度

※目標については目指すべき方向を矢印で示す 増加 ↑ 減少 ↓
市の施策評価で目標値が示されているものについては数値も合わせて揭示

基本目標 1 人権尊重の視点から男女共同参画の理解を促進する		データ	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	目標 平成27年度 (2015)
指標 1	枚方市男女共同参画推進条例の周知度	市民アンケート	6.5%	—	5.4%	↑ 増加
指標 2	男女共生フロア・ウィルの周知度	市民アンケート	3.6%	—	5.6%	↑ 増加
指標 3	固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合 ■「男は仕事、女は家庭」という考えに同感しない人の割合	市民アンケート	40.3%	—	49.7%	↑ 増加
		市民アンケート (学生)	49.8%	—	—	
指標 4	①家庭生活②職場③全体で男女が平等と思う人の割合	市民アンケート	① 36.2%	—	38.2%	↑ 増加
			② 22.1%	—	24.2%	
			③ 21.4%	—	21.5%	
		市民アンケート (学生)	① 59.6%	—	—	
			② 37.6%	—	—	
			③ 43.7%	—	—	
基本目標 2 配偶者や恋人などからの暴力を根絶する		データ	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	目標 平成27年度 (2015)
指標 5	DV被害に遭った時の相談窓口を1つも知らない人の割合 ■配偶者暴力相談支援センター、男女共生フロア・ウィル、警察、枚方人権まちづくり協会など	市民アンケート	11.8%	—	11.4%	↓ 減少
指標 6	DVに対し誤った認識をしている人の割合 ■「暴力を受けている人は逃げようと思えば、いつでも逃げ出せるはず」「暴力を振われた人にも、何らかの原因があるので、暴力をふるう人を一方的には責められない」と考える人の割合	市民アンケート	36.3%	—	35.2%	↓ 減少
指標 7	過去1年間にDV被害を経験した人の割合 ■過去1年間に、1度でも身体的、精神的、性的暴力のいずれかを、受けたことのある人の割合	市民アンケート	統計データ なし	—	身体的 8.6% 精神的 11.6% 性的 6.6%	↓ 減少
基本目標 3 生涯を通じて安心して健やかに暮らせるよう支援する		データ	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	目標 平成27年度 (2015)
指標 8	乳がん、子宮頸がん検診受診率 ■乳がん検診対象者40歳以上の女性(2年に1回の受診) 子宮頸がん検診対象者25歳以上の女性	保健センター データ	乳がん 14.8% 子宮頸がん 22.3%	乳がん 14.1% 子宮頸がん 22.1%	乳がん 16.9% 子宮頸がん 27.4%	↑ 50%
指標 9	妊婦11週以下での妊娠の届出率	施策指標	92.6%	93.3%	93.6%	↑ 100%
指標 10	特定健康診査受診率 ■高齢者の医療の確保に関する法律に定める特定健康診査の受診率(対象:国保に加入する40歳以上75歳未満の人)	施策指標	27.1%	28.5%	30.1%	↑ 65% (平成24年度)
基本目標 4 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できるよう支援する		データ	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	目標 平成27年度 (2015)
指標 11	保育所の入所待機児童数 (各年度4月1日現在)	施策指標	19人	48人	32人	↓ 0人
指標 12	女性の労働力率 ■上段平成22(2010)年 下段平成17(2005)年	国勢調査	49.6% (48.8%)	—	—	↑ 増加
指標 13	生活に満足している人の割合	市民アンケート	56.5%	—	60.4%	↑ 増加
基本目標 5 男女共同参画の仕組みづくりを推進する		データ	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	目標 平成27年度 (2015)
指標 14	女性委員の割合が35%以上の市の審議会等の割合 ■委員委嘱のない審議会等は除く	施策指標	47.5%	51.5%	53.8%	↑ 100%
指標 15	市の管理職に占める女性の割合 (各年度4月1日現在)	施策指標	19.1%	19.7%	20.3%	↑ 24%

平成 24 (2012) 年度に取り組んだ内容

基本目標 1 人権尊重の視点から男女共同参画の理解を促進する

基本方向 (1) 男女共同参画に関する理解の促進

- ① 誰もが主体的に自分らしく生きていくことができる地域社会を目指し、男女共同参画の意義を周知し、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取り組みを行います。
- ② 男女共同参画の意義の啓発にあたっては、リーフレットなどを活用し、男女共同参画推進条例や男女共同参画計画をはじめ男女共生フロアの周知を図ります。
- ③ 固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、講演会や各種講座の開催だけでなく、地域のNPOやボランティア団体、事業所との連携による、積極的な啓発や体験型学習を行うなど、多方面から取り組みます。

取り組みのまとめ

市民を対象とした講演会や講座などの開催、事業関連リーフレット・情報誌の配布や、NPO、ボランティア団体、事業所との連携を含めて、男女共同参画の意義を広く周知するための取り組みを行った。

番号	1				
所管課	人権政策室				
取り組み名	男女共同参画啓発事業				
アクションプログラムの取り組み内容	固定的な性別役割分担意識を解消するため、男女共生フロアにおいて、男女共同参画週間事業など、性別を問わず、幅広い年齢の市民を対象とした、各種講演会、講座等を開催し、男女共同参画社会の意義の啓発を行う。				
取り組み実績	男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画週間事業「支援の現場から見えること～つながりゆり」とをはじめとした各種啓発講座(計 24 回・457 人)や、市民団体参加の実行委員会形式でウィル・フェスタ(846 人)を開催した。				
参考実績 (延べ参加者数)	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	1,340 人	1,303 人			

番号	2				
所管課	人権政策室				
取り組み名	男女共同参画推進条例、男女共同参画計画の周知				
アクションプログラムの取り組み内容	NPOやボランティア団体、事業所との連携のもと、リーフレット、ホームページなどを活用し、条例、計画の周知を図る。				
取り組み実績	枚方市PTA協議会総会、男女共同参画社会作り支援講座(特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センターに委託)及び男女共同参画週間事業において、条例啓発用リーフレット「枚方市男女共同参画推進条例のあらまし」を配布した。また、ホームページに条例と計画を掲載し、周知を図った。				

番号	3				
所管課	人権政策室				
取り組み名	男女共生フロアの周知				
アクションプログラムの取り組み内容	リーフレット、ホームページなどを活用し、男女共生フロアで展開している事業の周知を図る。				
取り組み実績	広報ひらかたやホームページにおいて、男女共同参画週間事業、女性に対する暴力をなくす運動週間事業、その他の啓発講座について周知を図ったほか、パンフレット「女性のための相談案内」・リーフレット「暴力に悩むあなたのための相談案内」・男女共同参画を目指す情報誌「モアメイム」・男女共生フロアだよりなどの配布を行った。				

番号	4				
所管課	人権政策室				
取り組み名	男女共同参画社会づくり支援講座				
アクションプログラムの 取り組み内容	NPO やボランティア団体と連携し、体験型も取り入れ、男女共同参画の啓発を行う。				
取り組み実績	市民団体に男女共同参画の視点を取り入れた事業を企画してもらうため、特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センターに委託して講座の実施団体を公募し、講演会や応募団体による男女共同参画に関する講座・ワークショップなどを実施した。				
参考実績 (延べ参加者数)	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	73人	327人			

番号	5				
所管課	人権政策室				
取り組み名	事業所との連携による男女共同参画の啓発				
アクションプログラムの 取り組み内容	事業所と連携し、リーフレットや情報誌などを活用し、男女共同参画の啓発を行う。				
取り組み実績	枚方事業所人権推進連絡会(138 か所)に対し、男女共同参画について啓発を図るため関連情報の提供を行った。				

基本方向（2）男女平等を推進する教育・学習の推進

- ① 学校において、発達段階に応じ、適切な男女平等の教育が行われるよう、教職員研修に取り組むとともに男女平等教育指導事例集等の活用をすすめるなど、学習機会を十分に確保します。
- ② 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりの個性と能力を活かす教育に取り組めます。
- ③ 学校運営においては、教員の男女別構成をバランスのとれたものにするために、女性管理職の割合の増加など、学校における方針決定の場への女性の参画を促進します。
- ④ PTA活動や役員の構成において、働く男女の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点に立った活動が推進されるよう努めます。

取り組みのまとめ
適切な関連教材を活用し、発達段階に応じた男女平等の教育を行い、固定的な性別役割分担にとらわれず、子どもたちが主体的に学び、行動する姿勢を育む指導を行った。また、人権教育推進の中心となる教員に専門性向上のための研修を行うとともに、教員の性別のバランスに留意した人員配置を行った。

番号	6				
所管課	教育相談課				
取り組み名	男女平等教育事例集等の活用				
アクションプログラムの 取り組み内容	学校において各教科や総合的な学習の時間、特別活動等の中で、男女平等教育指導事例集や副読本等の教材を活用し、男女平等や人権を守る教育を推進する。				
取り組み実績	<p>学校園において、男女平等はもとより、人権感覚を高める教育を推進するため、男女平等教育指導事例集や副読本等の教材を活用した(男女平等教育指導事例集の活用状況:34 小学校 10 中学校)。固定的な男女意識にとらわれず、一人ひとりの個性を認めあい、互いが尊重できるよう指導に取り組む、家庭の中で、家事・育児等を男女が互いに協力して担うことについて考えさせることができた。また、心と体の変化や互いの体のつくりの違いを知り、性の違いを理解するとともに、異性への思いやりや男女共同参画の大切さを理解できるよう取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等教育推進のための校内研究組織設置状況(45 小学校 19 中学校) ・男女平等教育に関する校内研修実施状況(45 小学校 19 中学校) ・教科・領域別活用状況 <p>小学校:生活科・社会科・総合的な学習・特別活動・道徳 中学校:保健体育科・技術家庭科・総合的な学習・道徳</p>				

番号	7					
所管課	教育研修課、教育相談課					
取り組み名	教職員研修の実施					
アクションプログラムの 取り組み内容	男女平等や人権を守る教育を推進するため、人権教育推進の中心となる教員に専門性向上のための研修を行うとともに、情報提供や実践資料の収集を行う。					
取り組み実績	<p>【教育研修課】 人権教育研修(講義「いじめ・虐待を防止するために」 77 人)／教頭研修(講義「ハラスメント防止について」62 人／講義「いじめ問題防止及びいじめ対応について」 64 人)</p> <p>【教育相談課】 学校園で幼児・児童・生徒の指導にいかせるよう、教職員を対象として、さまざまな人権教育研修を行った。</p>					
参考実績 (延べ参加者数)		H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	教育研修課	232 人	203 人			
	教育相談課	96 人	77 人			

番号	8					
所管課	教育指導課、教育相談課					
取り組み名	固定的な性別役割分担意識にとられない教育活動					
アクションプログラムの 取り組み内容	学校での教科指導、進路指導、生徒指導など、学校教育全体を通じて、男女の役割についての固定的な考え方にとられず、子どもたち自身が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む。					
取り組み実績	<p>【教育指導課】 各学校園の教科指導において、固定的な性別役割分担意識にとられない姿勢を育む指導をした。(小学校・家庭科:調理実習・ソーイング・家庭の仕事を考える／中学校・家庭科:布を用いた物の製作・調理実習・衣服の手入れ・洗濯・補修とアイロンがけ・幼児との触れ合い)</p> <p>【教育相談課】 全小中学校に男女平等教育推進のための校内組織を設置している。また、各教科、道徳、総合的な学習の時間、進路指導、生徒指導等、学校教育活動全体を通じて、男女平等教育の推進を図った。</p>					

番号	9					
所管課	教職員課					
取り組み名	男女平等の視点に立った組織運営の推進					
アクションプログラムの 取り組み内容	性別にとられない適材適所の人員配置を行うとともに、人材を育成し、管理職の資質向上を図る。					
取り組み実績	各校の実態と必要性に応えながら、男女教員のバランスに留意し人事配置をした。					
	【参考】					
		平成 23(2011)年度	男性	女性	女性比率	
		小学校	404 人	816 人	66.9%	
		中学校	337 人	344 人	50.5%	
		平成 24(2012)年度	男性	女性	女性比率	
		小学校	423 人	819 人	65.9%	
	中学校	324 人	328 人	50.3%		

番号	10
所管課	社会教育課
取り組み名	PTA活動における男女共同参画の促進
アクションプログラムの取り組み内容	PTA活動に働く男女の保護者の参画を促進し、ワーク・ライフ・バランスの観点からも男女共同参画の視点に立った活動が推進されるよう努める。
取り組み実績	市の男女共同参画の推進への取り組みについては、枚方市 PTA 協議会に説明し理解を求めた。また、同協議会と共催で教育講演会「命の授業」を開催し、家庭の中で、子どもの成長を見守ることの大切さを伝えた。

基本方向（3）多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

- ① 子どもが、将来の目的意識を持ち、自らの人生において多様な選択を可能にする能力や主体的に進路を選択する能力を身につけることができるよう、学校園・家庭・地域の連携のもと、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく個性を伸ばす教育・学習を推進します。
- ② 学校園・家庭・地域が連携し、性別にかかわらず子どもの基礎的な日常生活能力を育みます。
- ③ 国際社会における、男女共同参画に関する取り組みや多様な文化についての理解を促進します。

取り組みのまとめ
学校園・家庭・地域が連携し、子どもが性別にかかわらず、自らの人生において多様な選択を可能にする能力を身につけることができるよう、個性を伸ばす教育に取り組んだ。

番号	11
所管課	教育相談課
取り組み名	職場体験学習
アクションプログラムの取り組み内容	地域との連携のもと様々な職場体験学習を行い、生徒が性別にかかわらず将来への夢や抱負を持ち、学習への意欲を高める態度を育む。
取り組み実績	全中学校が職場体験学習を実施し、男女が参画し、働くことの意義を考え、将来の夢や抱負を育むために取り組んだ。

番号	12										
所管課	社会教育課										
取り組み名	家庭教育支援事業										
アクションプログラムの取り組み内容	親のあり方や子育てについての講座や子育て中の親同士や先輩の親との交流が促進される講座などを開催し、家庭教育への支援を図る。										
取り組み実績	子育て応援・親学習講座、親を考えるセミナー、思春期セミナー、父親の家庭教育促進事業などを通して、家庭の中で、子どもの成長を見守ることの大切さを伝えた。										
参考実績 (延べ参加者数)	<table border="1"> <tr> <td>H23(2011)年度</td> <td>H24(2012)年度</td> <td>H25(2013)年度</td> <td>H26(2014)年度</td> <td>H27(2015)年度</td> </tr> <tr> <td>97人</td> <td>125人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度	97人	125人			
H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度							
97人	125人										

番号	13
所管課	子ども青少年課
取り組み名	枚方子どもいきいき広場
アクションプログラムの取り組み内容	これからの子どもの「生きる力」を育てていくことを目的に、地域団体や市民団体が、各小学校で主体的に取り組む児童健全育成事業に対して支援助成する。
取り組み実績	全 45 小学校で実施した(児童数:延べ 58,447 人・ボランティア数:延べ 9,870 人)。

番号	14				
所管課	教育指導課				
取り組み名	親子遊びの広場事業				
アクションプログラムの取り組み内容	生涯学習市民センターや、教育文化センターにおいて、公立幼稚園の教職員が、幼児の安全安心な遊び場の提供や、楽しい集いを企画し、保護者への子育てを支援するとともに親子の遊びを通じて子どもの成長を図る。また、公立幼稚園の教育内容についての情報提供をする。				
取り組み実績	市内5会場において実施した。				
参考実績 (親子延べ参加者数)	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	861人	734人			

番号	15				
所管課	人権政策室				
取り組み名	男女共同参画に関する国際理解と多文化理解の促進				
アクションプログラムの取り組み内容	男女共同参画に関する国際的な状況や動向の情報収集を行い、情報誌等を活用し、わかりやすく情報発信するとともに、多文化理解の促進を図るための講座を開催する。				
取り組み実績	<p>「行政職員と男女共同参画」をテーマとして、男女共同参画推進本部幹事及び担当者への研修を実施(102人)。世界の男女共同参画の取り組みを知るとともに市民に身近に接する自治体職員に求められることを考える機会とした。</p> <p>講師: 谷口 真由美さん(大阪国際大学現代社会学部法律政策学科准教授)</p>				

基本方向(4) 情報活用における男女共同参画の推進

- ① メディア・リテラシーの向上のため、講座等を開催するとともに、学校教育においても取り組みを推進します。
- ② 市の刊行物等の情報発信において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女共同参画の視点に立った表現を推進します。

取り組みのまとめ
メディアでの男女の描かれ方の矛盾について取り上げた市民対象の講座や、人権教育の取り組みを推進するための教職員研修を実施した。また、市の情報発信において、固定的な性別役割分担意識を助長する表現を使用しないように注意するとともに、他機関から送付された掲示物等についても点検した。

番号	16				
所管課	人権政策室、教育相談課				
取り組み名	メディア・リテラシーの啓発				
アクションプログラムの取り組み内容	<p>メディア・リテラシー※の向上を図るため、啓発講座を開催するとともに、学校において、情報を主体的に収集・判断等ができる能力の育成に努める。</p> <p>※新聞やテレビなどの内容を主体的、批判的に読み説く能力</p>				
取り組み実績	<p>【人権政策室】 講座「わたしの幸せのカタチ」(全2回)において、雑誌やインターネット上の男女の描かれ方を例示し、現実との矛盾を指摘するなど、メディア・リテラシーの向上を図った(参加者延べ20人)。</p> <p>【教育相談課】 初任者研修等のライフステージ研修や人権教育担当者研修等で、メディア・リテラシーの向上を図り、人権教育に関する情報を効果的に情報発信し、学校内においても人権教育の取組を推進するように周知した。</p>				

番号	17
所管課	全課
取り組み名	男女共同参画の視点に立った表現の推進
アクションプログラムの取り組み内容	ホームページやポスター、パンフレットなど、市が情報発信する場合、固定的な性別役割分担にとらわれず、男女共同参画の視点に立った表現を推進する。
取り組み実績	ホームページへの情報掲載やポスター・パンフレットなどの配布物を作成する場合、内容に性差別や固定的な性別役割分担を助長する文章表現や写真、イラストなどを使用しないよう注意するとともに、各機関等から送付された掲示物や配布物についても点検した。

基本方向（5）外国籍市民等への生活関連情報の提供

- ① 日本語が不自由な外国籍市民及び外国出身の市民のため、市民サービス情報を外国語に翻訳して提供することで、必要な市民サービスを選択し、利用できるよう支援します。

取り組みのまとめ
外国籍市民等に生活関連情報を提供するため、ホームページに自動翻訳機能を搭載するとともに、各種リーフレットの外国語版を配布した。また、各課窓口で外国籍市民等に対応する際、必要に応じて通訳ボランティアの派遣なども行っている。

番号	18
所管課	広報課、人権政策室、文化観光課
取り組み名	外国籍市民等への生活関連情報の提供
アクションプログラムの取り組み内容	市民生活関連情報の外国語への翻訳、及び利用支援を行う。
取り組み実績	<p>【広報課】 「市勢要覧」については、英語、中国語、韓国・朝鮮語版を作成。ホームページについては、英語、中国語、韓国・朝鮮語版の自動翻訳機能を搭載。また、文化観光課が中心となって作成している「外国人のための枚方生活ガイド」の作成にも校正等のため関わった。</p> <p>【人権政策室】 男女共生フロア・ウィル及び関係機関の窓口で、DV相談窓口等を案内する外国語版パンフレット（英語版、韓国・朝鮮語版、中国語版、ポルトガル語版、フィリピン語版、スペイン語版）を配布した。</p> <p>【文化観光課】 転入時の手続きや子育て、医療、税等について枚方で生活するための基本的な事項を取りまとめた「外国人のための枚方生活ガイド」の更新を行い、英語版（100部）、中国語版（100部）、韓国・朝鮮語版（50部）、スペイン語版（50部）、ポルトガル語版（50部）を作成、市民課、枚方市文化国際財団等の窓口で配布した。なお、市役所各課で外国人市民の対応をする際、事前に担当課より依頼があれば英語等の通訳ボランティアを派遣したり、業務上の外国語による問い合わせなどの翻訳等を枚方市文化国際財団に登録しているボランティアの協力を得て行ったりしている。</p>

基本目標2 配偶者や恋人などからの暴力を根絶する

基本方向（1）DVなどの暴力の防止

1. DVなどの暴力の防止に関する普及啓発(番号 19～23)
- ① DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの被害と加害の実態に対する理解を深めるよう啓発に取り組みます。
- ② 高校・大学など教育機関との連携による、デートDVの防止策に取り組みます。

- ③ 誰もが加害者や被害者にならないため、暴力を伴わない人間関係の作り方や問題解決の方法を学ぶ人権学習を推進します。
- ④ セクシュアル・ハラスメント対策については、市内の事業所で対応策の確立が可能となるように支援を行います。
2. 子どもに対する性暴力・性的虐待の防止(番号 24～26)
- ① 児童ポルノや児童売春なども含め、子どもに対する性暴力・性的虐待を防止するための啓発に取り組みます。
- ② 子どもたちが、自分の身体と心を守り、万一被害にあった時には、一人で抱え込まず相談することができるよう教育・学習に取り組むとともに、子どもたちがひとりの人間として尊重され、安心して相談することができる環境づくりに取り組みます。

取り組みのまとめ
男女共同参画社会の推進を阻害する大きな課題であるDV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、児童虐待などの暴力防止のため、啓発講座やリーフレットの配布を行うとともに、暴力によらない人間関係づくりを進めるため、学校園において、人権教育や教職員研修などを通して取り組みを進めた。

番号	19				
所管課	人権政策室				
取り組み名	DVなどの暴力の防止啓発講座等の開催				
アクションプログラムの取り組み内容	DV、性犯罪、ストーカー行為、セクハラなどの暴力防止と被害者支援対策として、被害と加害の実態に対する理解を深めるため、講座の開催やリーフレットの配布等を行う。				
取り組み実績	DV防止啓発のために、女性に対する暴力をなくす運動週間事業「家庭モラル・ハラスメント～不機嫌という暴力 彼を怒らせる私が悪いの？」をはじめとした各種啓発講座(計 38 回・365 人)のほか、DV被害者支援研修(1 回・28 人)や教職員研修(3 回・72 人・教育相談課と共催)を開催するとともに、公的施設などにリーフレットや相談案内カードを設置し、DV防止啓発に努めた。				
参考実績 (延べ参加者数)	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	404 人	465 人			

番号	20				
所管課	人権政策室				
取り組み名	デートDV防止啓発				
アクションプログラムの取り組み内容	市内高校、大学など教育機関、青少年育成団体との連携のもと、デートDV防止啓発、及び相談窓口の周知を図るため、リーフレット、カード等を作成し配布する。				
取り組み実績	デートDV相談案内カードを作成し、市内高校、大学などの教育機関への配布を行った(作成枚数:約 11,500 枚)。				

番号	21				
所管課	教育相談課				
取り組み名	人権学習の推進				
アクションプログラムの取り組み内容	人権に関する身近な課題解決を目指す取り組みを通して、子どもたちの自尊感情を育み、暴力によらない豊かな人間関係づくりを進めるため、学校園において、人権教育推進計画を策定し、人権教育を推進するとともに教職員研修の充実を図る。				
取り組み実績	学校園に本市の「学校園の管理運営に関する留意事項」を通して、人権教育の取組の推進について周知するとともに、全学校園で人権教育推進計画を策定し、教職員の指導力向上のための校内研修の充実を図った。また、虐待対応担当の教職員を対象とし、CAP教職員向けワークショップ「こどもからのSOS 大人にできること」(3 回・72 人・人権政策室と共催)を実施した。				

番号	22
所管課	人権政策室
取り組み名	市内事業所へのセクハラ対策支援
アクションプログラムの取り組み内容	DVDの貸し出しやリーフレットの配布、また事業所内の対応策の確立に向けた支援を行う。
取り組み実績	啓発用DVDを、市内事業所からの希望に応じて貸出している。

番号	23
所管課	コンプライアンス推進課、教育相談課
取り組み名	セクシュアル・ハラスメント防止対策(庁内)
アクションプログラムの取り組み内容	<p>【コンプライアンス推進課】 セクハラについての意識啓発のため「セクハラ相談のしおり」を配布や掲示するとともに、「苦情相談制度」の周知を図る。</p> <p>【教育相談課】 学校園においては、セクハラ相談窓口を通じて、防止啓発を行う。</p>
取り組み実績	<p>【コンプライアンス推進課】 「セクハラ相談のしおり」の配付や掲示、職員用パソコンネットワークシステムへの掲載により、セクハラ防止についての啓発及び「苦情相談制度」の周知について努めた(印刷枚数 :1500 枚/庁内掲示:26 か所)</p> <p>【教育相談課】 全学校園においてセクハラ相談窓口を設置し、幼児、児童、生徒及び保護者に周知を図った。全学校園において、セクシュアル・ハラスメントの校内研修を行い、防止啓発に努めた。小学校において、指導主事によるスクールセクハラについての教職員研修を行った。</p>

番号	24
所管課	家庭児童相談所
取り組み名	児童虐待の防止啓発
アクションプログラムの取り組み内容	児童虐待防止啓発のポスター、チラシ等の配布や児童虐待防止ネットワーク事業において、市民向けの研修会を開催する。
取り組み実績	児童虐待防止推進月間(11月)において、市役所内掲示板にポスターを掲示した。また「市制施行65周年記念事業くらわんか産業いきいきまつり」にて、児童虐待防止に関するリーフレットや、啓発用ボールペン・マグネット等を市民に配布した。

番号	25
所管課	教育相談課
取り組み名	教育相談の推進
アクションプログラムの取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校において、子ども達が自分自身を大切にする自尊感情や、豊かな人間関係づくりを育む教育をすすめる。 ・幼児・児童・生徒及びその保護者等からの電話及び面談による教育相談の窓口を整備する。 ・小学校に、心の教室相談員、中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の悩みや課題の解決を図る。また、スクールカウンセラーが、中学校区の小学校においても相談活動を行う。
取り組み実績	幼児・児童・生徒に関する総合電話窓口「子どもの笑顔を守るコール」の周知を行うとともに、相談体制の充実を図った。また、全学校園にセクシュアル・ハラスメント相談窓口を設置し、学校だより、全校集会、保護者説明会、懇談等で周知を図った。心の教室相談員、スクールカウンセラーの配置により相談体制の充実を図った。

参考実績 (教育安心ホットライン 延べ相談者数)	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	200人	296人			

番号	26				
所管課	家庭児童相談所				
取り組み名	家庭児童相談事業				
アクションプログラムの 取り組み内容	18歳までの子どもと家族の様々な相談に、家庭児童相談所の専門相談員が対応し、カウンセリングやプレイセラピー※などを行う。 ※子どもの基本的な自己表現である遊びを利用した心理療法				
取り組み実績	子どもへのプレイセラピー、心理検査や保護者への助言、カウンセリングを実施するとともに、児童虐待の防止や対応を行った。				
参考実績 (延べ相談件数)	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	15,054件	15,631件			

基本方向（２）被害者に対する相談・支援対策の充実

1. 安心して相談できる体制の充実(番号 27～33)

- ① 被害者あるいは、被害者からの相談を受けた人への相談窓口や身近に暴力を見聞きした場合の対応方法などについての情報提供を充実します。
- ② 女性被害者にも、男性被害者にも相談しやすい相談窓口を整備します。その際には、高齢者及び障害者・障害児のための相談窓口と連携を図ります。
- ③ 日本語が不自由な外国籍市民及び外国出身の市民の相談体制を整備します。
- ④ 相談窓口や学校現場において、DV加害者の追跡等からDV被害者を守るため安全確保の取り組みを行います。

2. 緊急かつ安全な保護の実施(番号 34)

- ① 警察署をはじめとする関係行政機関との連携強化のもと、緊急時の被害者の安全確保に努めます。

3. 自立への支援の充実(番号 35～36)

- ① 被害者のサポートが適切に行えるよう、また、二次加害を防止するため、関係行政機関職員に対して、被害者対応に関する研修等を充実します。
- ② 被害者が早期に生活を再建できるよう、関係行政機関との連携のもと、心理的サポートや自立支援などに取り組みます。また、生活再建後も、暴力被害による心身の影響に配慮した心理的サポートに取り組みます。
- ③ 子どもがいる被害者の支援にあたっては、子どもの立場に立った支援に取り組みます。
- ④ 被害者及びその関係者に関する情報については、被害者保護の観点から適正な取り扱いを徹底します。

4. 施策推進のための連携(番号 37)

- ① DV相談・支援対策の実施にあたっては、被害者の人権の尊重と安全の確保を最優先し、関係行政機関及びNPOと適切な役割分担のもと連携を強化します。また、その際には、児童虐待に関する相談支援対策との連携を図ります。

取り組みのまとめ
相談窓口周知のために、相談案内カードやリーフレットを、市の関係窓口、教育機関、病院、商業施設などに配置するとともに、性別や国籍を問わず安心して相談できる体制づくりに配慮した。DV被害者支援を円滑に進めるために、外部機関および庁内関係課で構成する「枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議」を定期的に開催し、情報交換を行った。また、DV被害者支援の専門相談窓口である配偶者暴力相談支援センターの開設(平成 25(2013)年 4 月)に向けて、準備を行った。

番号	27
所管課	人権政策室
取り組み名	相談機関等についての情報提供
アクションプログラムの 取り組み内容	DV被害者向けの相談機関の案内リーフレット及びDV・デートDV相談案内カードを作成し、公共施設に設置するとともに、人権擁護委員会や民生児童委員会、事業所、民間医療機関、市内高校、大学など教育機関との連携のもと配布し、相談窓口の周知を図る。また、ホームページや広報等への相談窓口の掲載により、広く市民に周知を図る。

取り組み実績	リーフレットやDV相談案内カード・デートDV相談案内カードを、公共施設を始め、市内各病院や高校、大学などの教育機関に配布した(リーフレット 500 冊 /DV相談案内カード約 11,000 枚/デートDV相談案内カード約 11,500 枚)。また、ホームページや広報に相談窓口を掲載し、広く市民に周知を図った。
--------	---

番号	28
所管課	人権政策室
取り組み名	支援者の育成
アクションプログラムの取り組み内容	身近な人から DV 被害の相談を受けた際の対応方法等についての講座や研修会を開催する。
取り組み実績	枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議構成員および市関係課職員を対象とし、DV被害者支援講演会「デート DV への支援を考える」(28 人)を実施した。また、教育相談課と共催で、虐待対応担当の教職員を対象としたCAPワークショップ「こどもからのSOS 大人にできること」(3 回・72 人)を実施した。また、ひらかた子育て支援者講座(実施:ファミリーポートひらかた)への出前講座(12 人・テーマ:デートDV)を行った。

番号	29
所管課	人権政策室
取り組み名	相談支援対策の充実
アクションプログラムの取り組み内容	府中央子ども家庭センター、警察をはじめとする関係機関及び、市の福祉部門を中心とする関係課で構成する「DV 関係機関連絡会議」を定期開催し情報の共有化を行うとともに、相談支援対策の充実を図る。
取り組み実績	府の配偶者暴力相談支援センター機能を担う中央子ども家庭センター、枚方警察署、交野警察署、枚方保健所、枚方寝屋川消防組合、枚方人権まちづくり協会などの外部機関および市内関係課で構成する「ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議」(23 機関)を 5 回開催し、被害者支援に関する情報共有、連携強化を図った。また、DV被害者支援の専門相談窓口である配偶者暴力相談支援センターの開設(平成 25(2013)年 4 月)に向けて、準備を行った。

番号	30										
所管課	人権政策室										
取り組み名	男女共生フロア等における DV 相談										
アクションプログラムの取り組み内容	男女共生フロアにおいて、生き方相談(面接)や電話相談における女性カウンセラーによる心理的サポートや情報提供及び弁護士相談、グループ相談を行い、エンパワメントを支援する。また、男性被害者の相談窓口を整備する。支援にあたっては、家庭児童相談所、高齢者、障害者・障害児の相談窓口はもとより DV 関係機関連絡会議の構成機関間の連携強化を図る。										
取り組み実績	男女共生フロア・ウィルにおいて、生き方相談(632 件うち DV346 件)、電話相談(619 件うち DV30 件)における女性相談員による心理的サポートや情報提供、弁護士相談(125 件うち DV11 件)、またカウンターでの情報提供を行い(DV 関連 207 件)、利用者が自分の力で課題を解決していくことができるよう、支援を行った。また、「人権なんでも相談」に男性の DV 相談枠を設けて対応した(9 件)。支援にあたっては、DV 関係機関連絡会議の構成機関など庁内外との連携を図る。										
参考実績 (延べ相談件数)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H23(2011)年度</th> <th>H24(2012)年度</th> <th>H25(2013)年度</th> <th>H26(2014)年度</th> <th>H27(2015)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>469 件</td> <td>603 件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度	469 件	603 件			
H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度							
469 件	603 件										

番号	31
所管課	市民相談課、人権政策室、生活福祉室、障害福祉室、子育て支援室、高齢社会室、家庭児童相談所、市民病院総務課
取り組み名	相談しやすい環境づくり
アクションプログラムの取り組み内容	相談しやすい環境づくりのため、男女のケースワーカーや相談員を配置する。
取り組み実績	<p>【市民相談課】 現在、相談担当職員は、男性が5人で女性はいないが、必要に応じて女性職員で対応している。</p> <p>【人権政策室】 男女共生フロア・ウィルで、女性相談員による生き方相談(面談)・電話相談と女性弁護士による法律相談を実施している。また枚方人権まちづくり協会で男性相談員による「男性の悩み相談」を実施している。</p> <p>【生活福祉室】 女性ケースワーカーの人数を維持(52人中15人)し、引き続き相談しやすい環境づくりに配慮を行った。</p> <p>【障害福祉室】 女性ケースワーカーと男性ケースワーカーをそれぞれ4人ずつ配置した。</p> <p>【子育て支援室】 母子自立支援員を2名配置し、DV等の相談があった場合は適切に関係機関につないだ。DV相談件数 30件(うち離婚前相談3件)。</p> <p>【高齢社会室】 女性電話相談員による相談業務を行った(女性電話相談員1人)。また、地域包括支援センターと連携し、DV相談があったときに迅速な対応ができる環境と体制をとった(DV<虐待を含む>)担当職員 5人・地域包括支援センター13か所 職員76人のうち女性担当者67人)。</p> <p>【家庭児童相談所】 男女のケースワーカー、家庭教育アドバイザーを配置した。</p> <p>【市民病院総務課】 医療相談・連携室における相談員に男女各1人を配置した。</p>

番号	32
所管課	人権政策室
取り組み名	相談案内等の外国語翻訳・通訳
アクションプログラムの取り組み内容	<p>相談案内リーフレットやカードの外国語(6か国語)への翻訳を行い、相談窓口の周知を図る。</p> <p>日本語での意思疎通が困難な外国籍市民や外国出身の市民が安心して相談することができるよう、必要に応じて通訳者を確保できる仕組みを作る。</p>
取り組み実績	<p>市内在住の外国人へのDV被害者支援対策として、外国人向けDV相談案内リーフレットをDV関係機関連絡会議構成機関等へ配布した(英語版、韓国・朝鮮語版、中国語版、ポルトガル語版、フィリピン語版、スペイン語版)。外国語での相談については、文化観光課との連携や府外国人情報コーナーの活用で対応する。</p>

番号	33
所管課	人権政策室
取り組み名	相談窓口の安全確保
アクションプログラムの取り組み内容	<p>警察との連携のもと、各相談窓口において、DV被害者の安全確保を最優先とすることを徹底し支援にあたる。</p>
取り組み実績	<p>緊急時には即時にDV被害者の安全を確保するため、枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議等を通じて、警察との連携強化に努めた。</p>

番号	34				
所管課	人権政策室				
取り組み名	緊急一時保護事業				
アクションプログラムの取り組み内容	DV 被害者に対して、早朝、夜間等の迅速な安全確保を行い、負担軽減を図るため、緊急一時保護を行う。また、府の一時保護施設までの交通費を所持していない場合、交通費の支援を行う。				
取り組み実績	緊急一時保護(交通費支援):5件				
参考実績 (延べ利用件数)	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	宿泊1件 交通費7件	宿泊なし 交通費5件			

番号	35				
所管課	人権政策室				
取り組み名	相談員、窓口職員研修				
アクションプログラムの取り組み内容	DV被害者支援対応の研修をDV関係機関連絡会議構成員及び関連職場の職員を対象に行う。				
取り組み実績	枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議構成員および市関係課職員を対象とし、DV被害者支援研修「デートDVへの支援を考える」(28人)を実施した。また、男女共生フロア・ウィルの職員と相談員を対象とし、養育費と面接交渉をテーマに研修を実施した(16人)。				

番号	36				
所管課	人権政策室、市民課、津田市所、香里ヶ丘支所、北部支所				
取り組み名	住民基本台帳事務における支援措置				
アクションプログラムの取り組み内容	より適正な支援を行うため、職場研修を行うとともに、住民基本台帳を利用している関係課等の連携体制の強化を図る。				
取り組み実績	<p>【人権政策室】 庁内関係部課などで構成する枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議や日常業務における情報交換を通して、市民課との連携強化を図った(住民基本台帳事務における支援措置の意見付与3件)。</p> <p>【市民課】 36件(36世帯98人分)の支援措置の申出を受理し、庁内関係課、転出先及び前住所地等の自治体住民基本台帳担当課と綿密に連携し、申出者支援の立場に立ち相談支援を行った。</p> <p>【津田支所】【香里ヶ丘支所】【北部支所】 より適正な支援を行うため、全職員に制度の周知徹底を行った(申出はなし)。</p>				

番号	37				
所管課	人権政策室				
取り組み名	関係機関との連携強化				
アクションプログラムの取り組み内容	DV関係機関連絡会議を中心に関係行政機関との連携強化を図るとともに、NPOと連携し、DV被害者の早期の生活再建を図る。その際には、DV被害者の人権の尊重と安全確保を最優先するとともに、児童虐待が複合する場合には、家庭児童相談所との連携を図る。				
取り組み実績	中央子ども家庭センター、枚方警察署、交野警察署などの外部機関および庁内関係部署で構成する枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議を開催し(5回・研修1回)、被害者支援に関する情報共有、連携強化を図った。また児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待が複合する場合には、家庭児童相談所、障害福祉室、高齢社会室との連携にも配慮した。また安全確保については、警察署と緊密に連携をとった。				

基本目標3 生涯を通じて安心して健やかに暮らせるよう支援する

基本方向(1) 生涯を通じた男女の健康支援

- ① 生涯を通じた健康保持増進のための普及啓発や健康教育、健康相談、健康診査などを推進します。
- ② 安全な妊娠・出産、また、性感染症の予防などに関する正しい知識や情報提供を行うことにより、主体的に健康を保持できるように支援します。
- ③ 自殺予防の観点からストレスケアなどのメンタルヘルスに関する講座や情報提供などの取り組みを推進します。

取り組みのまとめ
講演会や出前講座を開催し、生涯を通じた健康保持増進のための啓発・情報提供を行い、正しい知識の普及に努めた。また、自殺予防の観点から、ゲートキーパーの養成にも取り組んだ。

番号	38				
所管課	保健センター				
取り組み名	健康づくり推進事業				
アクションプログラムの取り組み内容	枚方市健康増進計画「ひらかた みんなで元気計画」に基づき、枚方市健康づくり食生活改善推進員・枚方市健康リーダーとの共同による地区組織活動や講演会等の啓発事業を実施する。				
取り組み実績	健康づくりボランティア講座・地区組織活動参加者・健康リーダーフォローアップ研修の実施				
参考実績 (健康づくりボランティア講座・地区組織活動延べ参加者数)	H23(2011)年度 4,428 人	H24(2012)年度 4,490 人	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度

番号	39				
所管課	保健センター				
取り組み名	健康教育事業				
アクションプログラムの取り組み内容	生涯を通じた健康に関する健康講座を開催する。市民が参加しやすいよう、各生涯学習市民センターでの定期開催や地域依頼等の出前講座を行う。				
取り組み実績	健康講座(医師会・年間計12回・638人/歯科医師会・年間計3回・49人/薬剤師会・年間計3回・98人/住民健診・年間27回・1,296人) その他の健康講座(年間99回・1,943人)				
参考実績 (延べ参加者数)	H23(2011)年度 8,123 人	H24(2012)年度 4,024 人	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度

番号	40				
所管課	保健センター				
取り組み名	各種健康診査の受診促進				
アクションプログラムの取り組み内容	住民健康診査の際に保育を行うことなどにより若年層の受診を促進するとともに、PTA協議会と連携して女性のがんの健康講座を行って、受診を勧める。				
取り組み実績	住民健康診査/15歳から39歳の健康診査を受ける機会のない市民および医療保険に制度上加入できない市民等を対象に保健センターで実施。住民健康診査時に保育を継続する等引き続き母子保健事業を通じて、若年層への受診勧奨および健診予約を積極的に行った(1,305人)。 各種がん検診等/肺がん・胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・前立腺がん・肝炎ウイルスの検診を市内医療機関で実施、胃がん検診は保健センターでも実施。PTA協議会に対して女性のがんを含め、がん検診の受診勧奨を行った。また精度管理のためのマニュアル作成や、一部のがん検診では委員会を開催、検診精度の向上を図った(肺がん検診:23,462人、胃がん検診:6,493人、大腸がん検診:21,212人、子宮頸がん検診:16,478人、乳がん検診:6,630人、前立腺がん検診:7,583人、肝炎ウイルス検診:146人)。				

参考実績 (検診受診率)	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	乳がん 14.1% 子宮頸がん 22.1%	乳がん 16.9% 子宮頸がん 27.4%			

番号	41
所管課	保健センター、市民病院総務課
取り組み名	妊娠・出産に関する情報提供
アクションプログラムの 取り組み内容	安全な妊娠・出産ができるように、マタニティスクールや両親学級などにおいて、家族計画や母体保護など、妊娠・出産に関する情報提供を行う。
取り組み実績	<p>【保健センター】 妊娠届出時に「母子健康手帳」「すくすく子育て手帖」「マタニティマーク入りキーホルダー」を交付した(妊娠届出数 3,347 人)。マタニティスクール(42 回・1,061 人)を実施した。また、ホームページやメールマガジン、広報等を通じて情報提供を行った。</p> <p>【市民病院総務課】 両親学級を開催(36 回・女性 584 人・男性 16 人)。</p>

番号	42
所管課	保健センター、市民病院総務課
取り組み名	エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発
アクションプログラムの 取り組み内容	パンフレット・ポスター等の掲示により、情報提供を行う。
取り組み実績	<p>【保健センター】 パンフレット・ポスター等の掲示により、情報提供を行った。</p> <p>【市民病院総務課】 各機関から送付されてくるパンフレット・ポスター等の掲示により、正しい知識の普及・啓発を行った。</p>

番号	43				
所管課	保健センター、市民病院総務課				
取り組み名	妊産婦等女性の健康管理の支援				
アクションプログラムの 取り組み内容	<p>【市民病院総務課】女性が受診しやすいように各診療科において女性医師の確保に努めるとともに、女性医師による女性外来を実施する。</p> <p>【保健センター】妊産婦健康診査費用の助成を行い、受診しやすい環境づくりに取り組む。</p>				
取り組み実績	<p>【保健センター】 妊娠届出時に母子健康手帳とともに妊婦健康診査受診券等を交付している。平成 23 年度から妊婦一人当たりの助成総額 60,000 円、助成回数 14 回とし、広報やホームページで周知するとともに、市内産科医にも協力をお願いし、医療機関にポスターを掲示し周知に努めている(妊娠届出数:3,347 件・妊婦健康診査受診件数:38,496 件)。</p> <p>【市民病院総務課】 女性医師は 18 人(平成 24(2012)年度末)。また、女性医師による女性外来では、思春期の悩みや相談、妊娠出産期の問題、乳がん・子宮がん、更年期に伴う症状まであらゆる分野の女性の病気を総合的に判断し、最善の治療に導くための初期診療を行っている(患者数 13 人)。</p>				
参考実績 (妊娠 11 週以下での妊 娠の届出率)	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	93.3%	93.6%			

番号	44				
所管課	人権政策室				
取り組み名	メンタルヘルス講座の開催				
アクションプログラムの取り組み内容	固定的な性別役割分担意識によるストレスを踏まえて、メンタルヘルスに関する講座や情報提供を行う。				
取り組み実績	女性が社会や他者から期待される役割によるストレスを考慮し、呼吸法などのボディワークを通し、メンタルヘルスにも関わる講座を行った(「ちょっと疲れた身体と心のセルフケア」全2回・48人)				
参考実績 (延べ参加者数)	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	20人	48人			

番号	45				
所管課	健康総務課				
取り組み名	自殺防止事業の実施				
アクションプログラムの取り組み内容	専門の研修を修了した相談員による電話相談の実施、及び自殺のサインに早期に気づき、専門の相談機関につなぐ役割を担うゲートキーパー※の養成、市民への情報提供と啓発を行う。 ※ 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のこと。「命の門番」とも位置づけられる。				
取り組み実績	電話相談「ひらかた いのちのホットライン」(156日・175件※平成24(2012)年度から相談日時を拡充)を実施した。また、ゲートキーパー養成講座(4回・212人/対象:市職員、教職員、市民、医療従事者等)、自殺予防対策啓発映画上映会(1回・61人)を開催した。				
参考実績 (ひらかたいのちのホットライン相談件数)	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	54件	175件			

基本方向(2) 男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者等への支援

- ① 加齢や障害により介護が必要な方の身体機能やライフスタイル、意識等の男女の違いに配慮し、当事者及びその介護者への支援に取り組みます。
- ② 男女共同参画の視点に立ち、性別や年齢、障害の有無を問わず、それぞれのライフステージにおいて、自分らしい生き方が実現できるよう支援を行います。

取り組みのまとめ
性別や年齢、障害の有無を問わず、自分らしい生き方の実現に向けて、情報提供や相談体制の充実を図った。

番号	46				
所管課	高齢社会室				
取り組み名	介護に関する情報提供・相談の充実				
アクションプログラムの取り組み内容	地域包括支援センターにおいて、家事、介護が不慣れな男性介護者などにも配慮し、介護に関する情報提供や相談を行う。				
取り組み実績	地域包括支援センター13カ所において、介護に関する情報提供や相談を含む高齢者の全般的な相談対応体制の充実を図った。また、平成23(2011)年度に引き続き、男性介護者等にも考慮した事業を実施した(社協ふれあい男性向けの料理教室等)。				
参考実績 (地域包括支援センター相談件数)	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	16,415件	21,581件			

番号	47
所管課	子育て支援室、教育相談課
取り組み名	障害に関する相談機能の充実
アクションプログラムの取り組み内容	公立保育所、通園施設での巡回相談や私立保育所での保育相談、学校での専門家による巡回相談や窓口相談において、一人ひとりの障害の状況や性別に応じた相談を行う。
取り組み実績	<p>【子育て支援室】 保育所(園)における巡回相談や保育相談では、性別に関わりなく、発達と障害の状況に応じた相談を行っている。また、できるだけ、保護者が相談に来やすいように、保護者(父親も含め)の勤務の都合に合わせて、相談日の日程や時間を設定している(巡回相談・保育相談日数 340 日/年間相談件数 744 件)。</p> <p>【教育相談課】 就学前の障害のある幼児等の保護者と就学相談や市内学校園等に対する教育相談員による相談等で、障害に関する相談の充実を図った。</p>

番号	48
所管課	高齢社会室、障害福祉室
取り組み名	高齢者・障害者へのサービス提供
アクションプログラムの取り組み内容	<p>【高齢社会室】高齢者のライフスタイルや人生の中で培われてきた個々の意識や性別の違い、尊厳の保持に配慮したサービス提供に努める。</p> <p>【障害福祉室】障害者の個々のニーズを把握の上、性別の違いや人権の視点を踏まえ、状態に応じた適切なサービス提供に努める。</p>
取り組み実績	<p>【高齢社会室】 在宅生活援助事業①介護保険制度において「非該当」とされた在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、簡易な家事援助を実施(3人)。②介護保険制度において要支援要介護認定をうけ、訪問介護サービスを受けている在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、訪問介護サービスの対象にならない簡易な家事援助を実施(114人)。</p> <p>【障害福祉室】 障害別にケースワーカーを配置している。 知的及び身体担当ケースワーカー:男性3人・女性3人 精神担当ケースワーカー:男性1人・女性1人</p>

番号	49										
所管課	高齢社会室										
取り組み名	高齢者の健康維持増進の支援										
アクションプログラムの取り組み内容	高齢者健康づくりプロジェクトを中心に、自己の健康づくりだけでなく、地域全体の健康づくりを支える力として活動できるよう、多様な事業展開を行う。										
取り組み実績	市が直接実施する事業だけでなく、地域包括支援センターや枚方体育協会等への委託を実施することで地域における健康づくりの事業展開の充実を図った。										
参考実績 (介護予防普及啓発事業延べ参加者数)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H23(2011)年度</th> <th>H24(2012)年度</th> <th>H25(2013)年度</th> <th>H26(2014)年度</th> <th>H27(2015)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13,103 人</td> <td>12,401 人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度	13,103 人	12,401 人			
H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度							
13,103 人	12,401 人										

番号	50
所管課	障害福祉室
取り組み名	障害者の在宅福祉支援
アクションプログラムの取り組み内容	市内 6 か所の地域活動支援センターで障害者やその家族の地域生活を支援するために、創作活動や生産活動の機会を提供するとともに社会との交流の促進を図り、障害者の地域生活に必要な相談や情報提供を行う。
取り組み実績	障害者相談件数:12,595 件/講習会等参加人数:44,253 人

基本方向（3）ひとり親家庭等への支援

- ① 母子、父子の家庭を問わず、ひとり親が子育てしながら働けるように、就労支援や育児支援、働きやすい職場環境の促進に取り組めます。
- ② 経済的に困難なひとり親家庭等において、子どもの教育や進学などについての経済的負担を軽減できるよう支援します。
- ③ ひとり親が定期的に集い、交流や情報交換を行えるよう支援します。

取り組みのまとめ
ひとり親家庭への支援として、母子自立支援員による各種相談、保育所入所の配慮、医療費助成、就学圏援助等の事業を実施し、制度の周知にも努めた。また、シングルマザー同士の情報交換や交流の場として、定例講座を開催した。

番号	51
所管課	子育て支援室
取り組み名	保育所入所の配慮
アクションプログラムの取り組み内容	就労しているひとり親には、選考基準の入所点数を高くするとともに、月途中の入所を受け入れる。
取り組み実績	保育の実施に関する要綱において、就労しているひとり親家庭に対し選考基準の入所点数を高くし、緊急入所の対象者は随時入所を受け入れた。

番号	52
所管課	子育て支援室
取り組み名	自立支援プログラムの策定
アクションプログラムの取り組み内容	ハローワークと連携して、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立に向けたプログラムを策定しきめ細かな支援に取り組む。
取り組み実績	プログラム策定の申請0件

番号	53										
所管課	子育て支援室										
取り組み名	ひとり親家庭の生活支援										
アクションプログラムの取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・母子自立支援員を配置し、ひとり親の各種相談、支援サービスの情報提供を行う。 ・父が不在等のため、育児等日常生活に支障のある父子家庭に対して、生活支援員を派遣し、日常生活、特に家事・育児に対する援助を行う。母子家庭の母に対しては、府の制度を案内する。 										
取り組み実績	母子自立支援員による各種相談件数:466件(6)／内訳:生活一般 175(4) 児童5(1) 生活援護 273(1) その他 13 ※()内は父子家庭の相談件数 父子家庭生活支援員派遣事業 派遣回数:3回										
参考実績 (父子家庭利用世帯)	<table border="1"> <tr> <td>H23(2011)年度</td> <td>H24(2012)年度</td> <td>H25(2013)年度</td> <td>H26(2014)年度</td> <td>H27(2015)年度</td> </tr> <tr> <td>2世帯</td> <td>1世帯</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度	2世帯	1世帯			
H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度							
2世帯	1世帯										

番号	54
所管課	医療助成課
取り組み名	ひとり親家庭医療費助成の実施
アクションプログラムの取り組み内容	ひとり親家庭等の18歳に達した最初の3月31日までの子がいるひとり親家庭に、医療費の一部を助成する。
取り組み実績	引き続き、各医療助成対象者への助成を行った。 乳幼児医療 694,435千円(対象者 23,579人)／ひとり親家庭医療 235,368千円(対象者 3,447世帯)

番号	55				
所管課	年金児童手当課				
取り組み名	児童扶養手当の支給				
アクションプログラムの取り組み内容	18歳に達した最初の3月31日までの子がいるひとり親に、児童扶養手当を支給する。福祉関係課との連携のもと制度の周知を図る。				
取り組み実績	関係課(医療助成課等)との連携のもと制度の周知を行った。また、「広報ひらかた」への制度案内記事の掲載および「FM ひらかた」出演による制度案内を行った。				
参考実績 (受給者数) ※()内は父子家庭	H23(2011)年度 3,945人 (216人)	H24(2012)年度 3,911人 (219人)	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度

番号	56				
所管課	学務課				
取り組み名	子どもの教育・進学援助の実施				
アクションプログラムの取り組み内容	経済的理由によって就学が困難な家庭に、小・中学生就学援助や幼稚園就園奨励費補助等の制度を行う。				
取り組み実績	保育料減免事業、保育助成金事業、就園奨励費事業、就学援助費事業、支援学級等就学奨励費事業、奨学金事業、交通災害遺児奨学金事業を行った。				

番号	57				
所管課	人権政策室				
取り組み名	ひとり親の情報交換・交流支援				
アクションプログラムの取り組み内容	シングルマザー同士が集い、情報交換や交流を行う場を男女共生フロアなどで月1回程度設ける。				
取り組み実績	シングルマザー同士の情報交換や交流の場として、定例講座を実施した。シングルマザーのお気軽ミーティング(10回・32人)／シングルマザーのお気軽ミーティング(拡大版1回・4人)「どう乗り切るの？シングルマザーの子育て」				
参考実績 (延べ参加者数)	H23(2011)年度 42人	H24(2012)年度 36人	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度

基本目標4 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できるよう支援する

基本方向(1) 安心して子育てや介護ができるための支援

- ① 低年齢児保育、延長保育、特定保育、一時預かりなどの保育所サービスや留守家庭児童会事業など、子どもを健やかに生み育てることと仕事との両立を図れるよう、引き続き、多様なニーズに対応した子育て支援に取り組みます。また、新生児訪問や乳児のいる全家庭を訪問する事業等を通じて、出産直後の育児不安の解消や子育て支援に努めます。
- ② 子育てに伴う負担感、不安感を軽減するため、育児の相互扶助活動の充実や地域子育て支援拠点施設の増設など地域での相談・支援体制を充実します。
- ③ 妊娠期から出産・育児の情報提供を行うことにより、出産・育児に対する不安を解消するとともに、当事者同士の交流を図るための取り組みを行います。
- ④ 介護に不安や悩みを持つ家族への支援として、家族介護教室の開催や介護者同士の交流を図るための取り組みを行います。

取り組みのまとめ
男女がともに子育てに参加し、仕事の両立を図れるよう、低年齢児保育、延長保育、留守家庭児童会室などの事業を継続的に実施するとともに、保育所待機児童数減少に向けて取り組みを推進し、マタニティスクール等を通じ、男性の育児参加を支援している。また、男性介護者の増加を踏まえ、家族介護教室や家族介護者交流事業を通して、介護者への支援を行っている。

番号	58				
所管課	子育て支援室				
取り組み名	保育サービス(低年齢児保育・延長保育・特定保育・一時預かり)				
アクションプログラムの取り組み内容	仕事と子育ての両立を支援するため、低年齢児保育では、0歳児から2歳児までの定員枠を拡大、また、延長保育では、勤務形態の多様化による延長保育の需要に対応するため、延長保育の充実を図る。				
取り組み実績	平成24(2012)年4月1日現在 低年齢児保育(0~2歳) 公立657人、私立2,643人、合計3,300人/延長保育 公立64,292人、私立212,158人、合計276,450人				
参考実績 (保育所待機児童数・4月1日現在)	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	48人	32人	8人		

番号	59				
所管課	放課後児童課				
取り組み名	留守家庭児童会事業				
アクションプログラムの取り組み内容	保護者の就労や病気などの理由により、家庭で十分に保育を受けることができない児童の豊かで安全な放課後の生活を確保し、保護者が働くための環境整備に資するため、市内45小学校で実施する。				
取り組み実績	各児童会室の基本定員は50名であるが、待機児童解消のため臨時定員制度を実施。国庫補助金交付要件の基準開室日数、年250日を踏まえて7日間の臨時開室を実施。平成23(2011)年度から4箇所の拠点方式で障害のある第5・6学年の受入を実施。				
参考実績 (受け入れ児童数)	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	3,125人 (受入率99.87%)	3,028人 (受入率99.80%)			

番号	60				
所管課	子育て支援室				
取り組み名	こんにちは赤ちゃん事業				
アクションプログラムの取り組み内容	赤ちゃんが4か月を迎えるまでに各家庭を訪問し、子育て支援サービスの情報提供を行う。				
取り組み実績	訪問対象過程2,663世帯(保健センターによる新生児家庭訪問の実施家庭を除く)に対して、訪問を実施した。				

番号	61				
所管課	子育て支援室				
取り組み名	ファミリー・サポート・センター事業				
アクションプログラムの取り組み内容	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人が相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターにおいて、会員組織の活動をより一層推進するため、会員増に努めるとともに、フォローアップ講座を実施するなど活動しやすい体制を作る。				
取り組み実績	会員登録希望者に向けての出前による初回講習会及び個別の初回講習会の実施、及び既存の会員と一般の子育て中の市民に向けてのフォローアップ講座の実施した(初回講習58回・フォローアップ講座3回/依頼会員1,221人・提供会員251人・両会員132人)				
参考実績 (相互活動件数)	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	2,678件	2,253件			

番号	62
所管課	子育て支援室
取り組み名	地域子育て支援拠点事業
アクションプログラムの取り組み内容	広場さぶり、ファミリーポートひらかた、公私立保育所(園)6園で実施している地域子育て支援拠点事業を、4エリアに4か所ずつに増やす。
取り組み実績	地域子育て支援拠点事業を実施する私立保育所(園)3ヶ所及び、教育文化センター内に地域子育て支援拠点を新たに開設し、改修工事実施により休業していた広場さぶりを除く計11ヶ所で事業を実施した。

番号	63										
所管課	保健センター										
取り組み名	母子保健事業										
アクションプログラムの取り組み内容	母子訪問指導事業や母子健康教育事業、母子健康相談事業を実施し、妊産婦及び乳幼児の保護者の疾病の予防や健康保持、育児不安の解消に努めるとともに、マタニティスクール等を通じ男性パートナーの育児参加を支援する。										
取り組み実績	母子訪問指導事業(委託助産師による訪問と保健センター保健師等による訪問:訪問数5,781人) 母子健康教育事業(マタニティスクール:42回・1,061人/離乳食・幼児食講習会:42回・849人/子育て講演会:6回・190人 他) 母子健康相談事業(子育てコール:2,532人/乳幼児健康相談:70回・5,123人/個別相談:237回・1,416人 他) 乳幼児健康診査等事後指導事業「親子教室」(通室児数263人)										
参考実績 (マタニティスクール延べ参加者数)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H23(2011)年度</th> <th>H24(2012)年度</th> <th>H25(2013)年度</th> <th>H26(2014)年度</th> <th>H27(2015)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,262人</td> <td>1,061人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度	1,262人	1,061人			
H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度							
1,262人	1,061人										

番号	64
所管課	健康総務課
取り組み名	北河内夜間救急センター運営事業
アクションプログラムの取り組み内容	夜間の子どもの急病に対応する北河内夜間救急センターの運営により、子育てにおける不安解消を図る。
取り組み実績	一般の診療機関が診療を行っていない午後9時～午前6時に、小児救急にかかる診療を毎日実施した。

番号	65
所管課	子育て支援室
取り組み名	子育てサークルの地域ネットワーク支援
アクションプログラムの取り組み内容	地域の子育てサークルに関する情報について、ホームページなどにより市民への情報提供を行う。また、定期的にサークルリーダー会議を開催し、子育てサークル相互での情報交換の場を設定する。
取り組み実績	地域の子育てサークルに関する情報について、ホームページへの掲載に向け、市民への情報収集を行った。また、子育てサークル相互での情報交換に努めた。

番号	66
所管課	高齢社会室
取り組み名	家族介護支援事業
アクションプログラムの取り組み内容	男性介護者が増加していることを踏まえ、在宅介護を行っている家族等に対し、介護方法や介護者の健康づくり等について講座の開催、介護者間の情報交換やリフレッシュを図るための日帰り旅行の実施など、介護者への支援を行う。

取り組み実績	家族介護教室(①認知症への理解と家庭での介護の工夫 11人②ストレスケアについて 10人)、家族介護者交流事業(18人)を開催。				
参考実績 (延べ参加者数)	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	60人	39人			

基本方向(2) 就業・起業・再就業したい人への支援

- ① 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、能力を發揮し、幅広い職種に就業・起業できるよう、また、働き続けられるよう、パソコン講座などの職業能力開発の支援や相談、情報提供体制を充実します。
- ② 母子家庭の母が自らの能力を生かして、自立可能な収入の確保ができるよう、就業を目指した教育訓練や資格取得のための支援、相談・情報提供などの就業支援に取り組みます。

取り組みのまとめ					
性別を問わず、幅広い職種に就業できるよう、創業支援事業、能力開発講座などを実施した。また、母子家庭の母が自らの能力を生かして自立可能な収入の確保ができるよう、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業や母子家庭高等技能訓練促進費給付事業など、就業支援に取り組んだ。					

番号	67				
所管課	産業振興課				
取り組み名	創業支援				
アクションプログラムの取り組み内容	地域活性化支援センターで、新しい発想やアイデアで起業しようとする人、新事業分野や地域の課題をビジネスで挑戦しようとする人に対して、事業計画の立て方や、資金調達、販路開拓など、さまざまなアドバイスを行う。				
取り組み実績	さらに創業実践塾セミナー等参加者: 350人				
参考実績 (延べ参加者数)	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	241人	350人			

番号	68				
所管課	産業振興課				
取り組み名	地域就労支援事業				
アクションプログラムの取り組み内容	NPO 法人枚方人権まちづくり協会内に地域就労支援センターを設置し、地域就労コーディネーターが、就労困難者の相談を受け、諸制度や研修・講習会等の情報提供を行う。また、スキルを身に付けるためパソコン等の能力開発講座を実施する。				
取り組み実績	就労相談:286人 / パソコン講習会:77人 / 就労支援セミナー:14人 / 日商簿記3級講座:16人 / ホームヘルパー2級講座:16人 / 枚方市・寝屋川市・交野市三市合同企業就職面接会就労相談:13人				
参考実績 (相談者のうち就労に結びついた人数)	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	25人	28人			

番号	69				
所管課	人権政策室				
取り組み名	就労支援講座				
アクションプログラムの取り組み内容	男女共生フロアで、これから働きたい女性やシングルマザーが、幅広い職種に就けるよう、多様な講座を開催する。				
取り組み実績	起業についてや自己PR力アップ等をテーマにしたお仕事応援講座(4回・102人)を開催した。				
参考実績 (就労講座延べ参加者数)	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	48人	102人			

番号	70				
所管課	子育て支援室				
取り組み名	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業				
アクションプログラムの取り組み内容	就業支援として、雇用保険制度などの指定した講座を受講し、修了した後に受講料の2割(上限10万円)を給付する。				
取り組み実績	給付対象者の指定講座及び利用件数 ホームヘルパー:3件/英会話中級:1件/医療事務:1件/宅地建物取引主任者:1件(計6件)				
参考実績 (給付実績)	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	4人	6人			

番号	71				
所管課	子育て支援室				
取り組み名	母子家庭高等技能訓練促進費給付事業				
アクションプログラムの取り組み内容	看護師・保育士等の資格取得のため、2年以上養成機関での修業を要する場合、修業期間について、給付金を支給する。(児童扶養手当の所得制限を準用)				
取り組み実績	高等技能訓練促進費 支給件数40件 支給延月数442件 入学支援修了一時金 支給件数11件				
参考実績 (給付実績)	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	39人	40人			

基本方向(3) 雇用の場における男女の均等な機会と待遇確保の推進

- ① 男女雇用機会均等法の履行はもとより、男女間の管理職の比率格差の是正、賃金格差の解消や、妊娠中や出産後も安心して働くことができる雇用環境を目指した取り組みを進めます。
- ② 非正規労働者の処遇・労働条件などに関する法令の周知に取り組みます。

基本方向(4) 働きながら、育児や介護ができる職場環境の整備促進

- ① 男女がともに育児と介護を担いながら仕事を継続していけることができるよう、育児・介護休業の取得や職場復帰しやすい環境の整備を促進します。
- ② 性別にかかわらず、仕事と家庭生活との両立を図り、地域社会にも参加することができる、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進するための啓発などに取り組みます。

取り組みのまとめ
リーフレットの配布等を通して、事業所及び市民への周知・啓発を行うとともに、庁内においては、職員の子育てや介護と仕事の両立を推進するため、育児・介護休暇の周知を図った。

番号	72				
所管課	人権政策室				
取り組み名	制度の周知・啓発				
アクションプログラムの取り組み内容	枚方事業所人権推進連絡会を中心として、広く市内事業所との連携のもと、男女雇用機会均等法や育児介護休業法、パートタイム労働法等の関係法令、またポジティブ・アクションやワーク・ライフ・バランス等について、リーフレット等を活用し、事業所及び市民への周知・啓発を行う。				
取り組み実績	枚方事業所人権推進連絡会(138か所)に対し、制度の周知・啓発を図るための情報提供を行うとともに、ワーク・ライフ・バランス啓発リーフレットを各種講座で配布するとともに、人権政策室及び男女共生フロア・ウィルに常時配置し、市民への周知を図った。また、男女共生フロア・ウィルの事業開催時に、ワーク・ライフ・バランスパネル展を行い、市民への啓発に努めた。				

番号	73
所管課	職員課
取り組み名	制度の周知・啓発(庁内)
アクションプログラムの取り組み内容	子育て支援のためのハンドブックをペガサスシステム(職員用パソコンネットワークシステム)に掲示し、男性職員においても、育児・介護休業が取得できることの周知を行う。また、「枚方市特定事業主行動計画」に基づき、作業部会において職員が子育てと仕事の両立ができるよう取り組む。
取り組み実績	子育て支援のための休暇・休業ハンドブックを職員用パソコンネットワークシステムに掲載する等、職員に周知を行った(育児短時間勤務制度の利用実績者 15人)。また、作業部会において、非常勤職員の育児休業・休暇制度に対応したハンドブックの作成に向けて作業をすすめた。

基本目標5 男女共同参画の仕組みづくりを推進する

基本方向(1) 政策・方針決定過程等への男女共同参画の促進

- ① 市の審議会等の委員に占める女性委員数の比率については目標を35%とし、全体平均比率ではなく、すべての審議会等で達成できるように取り組みます。
- ② 市の職員の採用については、性別によることなく能力等の実証に基づき行うとともに、市職員の男女別構成のバランスを図るため、職域の拡大、能力開発に積極的に取り組みます。
- ③ 市や教育機関等における管理職に占める女性職員数の比率の上昇を図ります。
- ④ 政策等の意思決定と実行の過程への男女共同参画を促進するため、市職員への専門的な能力・多様な知識の習得・向上を図る各種研修を充実します。

取り組みのまとめ
女性委員比率が35%以上の審議会の割合は50%を超え、市の管理職に占める女性職員数の比率も目標に向かって上昇した。今後も引き続き、能力開発に向けた研修を実施するなど、促進に努める

番号	74										
所管課	全課										
取り組み名	審議会の女性委員数比率の向上										
アクションプログラムの取り組み内容	すべての審議会で女性委員比率が35%以上になるように取り組む。										
取り組み実績	法令等により設置された審議会を所管する課において、目標達成に努めた。各団体に委員推薦の依頼文を送付する際、男女共同参画の観点から女性の推薦に配慮することを明記したり、例えば2名の委員を公募する場合、公募に関する要領に原則として男女1名ずつにしたりするなど、女性委員比率の向上に努めた。										
女性比率35%達成率(全体の女性委員比率)※年度末現在	<table border="1"> <tr> <td>H23(2011)年度</td> <td>H24(2012)年度</td> <td>H25(2013)年度</td> <td>H26(2014)年度</td> <td>H27(2015)年度</td> </tr> <tr> <td>51.5% (全体 37.7%)</td> <td>53.8% (全体 35.8%)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度	51.5% (全体 37.7%)	53.8% (全体 35.8%)			
H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度							
51.5% (全体 37.7%)	53.8% (全体 35.8%)										
備考	審議会等数52(委員委嘱のない審議会等は除く)のうち女性委員比率が35%以上の数28(全委員709人のうち女性委員254人)										

番号	75
所管課	人事課
取り組み名	職員の能力開発
アクションプログラムの取り組み内容	市職員の男女別構成のバランスを図るために、職域の拡大、能力開発に取り組む。
取り組み実績	男性・女性問わず各ステージでの能力開発のため、各種研修を実施した。

番号	76					
所管課	人事課、教職員課					
取り組み名	管理職に占める女性職員数の比率の向上					
アクションプログラムの取り組み内容	【人事課】庁内においては、総合計画施策目標における施策指標に基づき、管理職の女性職員比率を向上させる。 【教職員課】教育委員会においても、管理職の女性職員比率を向上させる。					
取り組み実績	【人事課】平成 27(2015)年度に 24%(総合計画施策目標における施策指標で設定)という目標の達成に向けて、女性職員の登用拡大に努めた。 【教職員課】女性教職員の人材育成と活用を積極的に行い、学校長を通して管理職選考申込みの拡大に努めた。					
参考実績 (管理職の女性比率)		H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	人事課	19.7%	20.3%			
	教職員課	18.5%	20.7%			

番号	77					
所管課	人事課					
取り組み名	各種職員研修の充実					
アクションプログラムの取り組み内容	政策等の意思決定と実行の過程への男女共同参画を促進するため、市職員への専門的な能力・多様な知識の習得・向上を図る各種研修を充実する。					
取り組み実績	施策等の決定過程における女性の参加を促進するために必要な能力は多岐にわたるため、様々な目的を持った各種職員研修を実施した(各種職員研修受講者延べ 2,682 人)。					

基本方向（２）男女共同参画の視点に立った施策展開

- ① 施策の策定・実施に際して、性別により違いがあるものについては、男女共同参画の視点から適正であるかの確認を行います。
- ② 取り組みの具体化にあたっては、男女共同参画の視点に立った企画・運用を行い、効率的・効果的な展開を図ります。

取り組みのまとめ
男女共同参画の推進及び浸透を図るために、各課の男女共同参画担当者への研修を行った。また、各課において、男女共同参画の視点から、事務事業について点検を行った。

番号	78					
所管課	人権政策室					
取り組み名	男女共同参画推進担当者への研修					
アクションプログラムの取り組み内容	各課配置の男女共同参画推進担当者への研修を行い、各職場における男女共同参画の推進及び浸透を図る。					
取り組み実績	男女共同参画推進本部幹事及び担当者への研修を実施 テーマ：行政職員と男女共同参画・102 人／講師：谷口 真由美さん(大阪国際大学現代社会学部法律政策学科准教授)					

番号	79
所管課	全課
取り組み名	男女共同参画の視点による施策確認
アクションプログラムの取り組み内容	・施策の策定・実施に際して、性別により違いがあるものについては、男女共同参画の視点から適正であるかの確認を行う。 ・各種申請書、証明書等の様式を作成する際に、不必要な性別欄を設けない。
取り組み実績	各課において、施策の策定や実施に際して、性別により違いがあるものについて、男女共同参画の視点から適正であるかの確認を行った。また、各種申請書や証明書等の様式を作成する際に、性別欄が必要であるかどうかの確認や、市民への配布物(チラシ、パンフレット)については、固定的な役割分担を意識させる内容になっていないかなどの点検を行った。

番号	80
所管課	全課
取り組み名	男女共同参画の視点に立った企画・運用
アクションプログラムの取り組み内容	事業の企画に男女がともに携わったり、運用に際し男女双方が利用しやすい、またその効果がどちらかに偏っていないか等、男女共同参画の視点に立ち実施する。
取り組み実績	事業の企画、実施に男性・女性職員がともに携わることによって、単身・共働き・ひとり親など、さまざまな生活形態を含めて、性別を問わず、誰もが利用しやすく、その効果がどちらかに偏ることのないよう配慮した。性別を限定して事業を企画、実施する場合には、性別による役割や立場などの不均衡を解消するという意図が活かされているかを十分に検討した。また事業の企画に際しては、性別を問わず利用しやすい曜日、時間帯を考慮し、保育サービスを実施した。

基本方向（3）関係機関・市民団体等との連携強化

- ① 男女共同参画を推進する施策をより効果的に推進するため、関係機関等との連携を深めた取り組みを進めます。

取り組みのまとめ
近隣自治体、大阪府、市民団体等との連携を図り、各施策のより効果的な推進に努めた。

番号	81
所管課	人権政策室
取り組み名	関係機関・市民団体等との連携強化
アクションプログラムの取り組み内容	男女共同参画を推進する施策をより効果的に推進するため、関係機関等との連携を強化して取り組みを具体化する。
取り組み実績	枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議(5回・研修1回)、中北河内ブロック男女共同参画施策担当者連絡協議会(1回)、京阪奈DV被害者支援連絡会(1回)を開催し、施策ごとに関係機関や部署との連携を図った。また、市民団体参加の実行委員会形式でウィル・フェスタ(846人)を開催するとともに、市民団体に男女共同参画の視点を取り入れた事業を企画してもらうため、特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センターに委託して講座の実施団体を公募し、講演会や応募団体による男女共同参画に関する講座・ワークショップなどを実施した。

基本方向（4）市民参加による外部評価と計画の進行管理

- ① 男女共同参画計画の進捗状況の公表にあたっては、市民にわかりやすく行うとともに、市民がその結果に対し、評価を行いやすいよう工夫します。

取り組みのまとめ
市民にわかりやすい進行管理を行うため、市の「施策評価」を基本に行い、取り組み状況を公開した。

番号	82
所管課	人権政策室
取り組み名	計画の進捗状況の公表
アクションプログラムの取り組み内容	年度ごとに進捗状況を公表する際には、市民が評価を行いやすいように工夫する。
取り組み実績	第2次枚方市男女共同参画計画アクションプログラムの進捗状況をホームページで公表し、市民へ情報提供した。

基本方向（5）推進のための拠点施設機能の充実

- ① 男女共生フロアにおいて、DVをはじめとした人権や悩みに対する相談、自助グループの形成など具体的な活動につながるような啓発・学習・情報提供、交流機会の提供などの取り組みを充実します。
- ② 市のあらゆる施策に対して、男女共同参画の視点から、総合調整の役割を果たすため、関係機関と連携しながら機能強化を図ります。

取り組みのまとめ	
男女共同参画推進拠点施設である男女共生フロア・ウィルにおいて、相談・啓発事業などを通して、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの推進を図った。また、DV被害者支援の専門相談窓口である配偶者暴力相談支援センターの開設(平成25(2013)年4月)に向けて、準備を行った。	

番号	83
所管課	人権政策室
取り組み名	DV相談の充実
アクションプログラムの取り組み内容	DV関係機関連絡会議を中心に関係機関と連携しながら、DVに関する情報提供や相談対応を充実する。
取り組み実績	大阪府中央子ども家庭センター、枚方警察署、交野警察署、枚方保健所、枚方寝屋川消防組合、枚方人権まちづくり協会などの外部機関および庁内関係部署で構成する枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議(5回・研修1回)を開催し、被害者支援に関する情報共有、連携強化を通してDV相談の充実を図った。また、DV被害者支援の専門相談窓口である配偶者暴力相談支援センターの開設(平成25(2013)年4月)に向けて、準備を行った。

番号	84
所管課	人権政策室
取り組み名	男女共同参画社会の形成に向けた取り組みの充実
アクションプログラムの取り組み内容	DV等の相談や男女共同参画啓発、DV防止啓発、また自助グループの形成や情報交換、交流などの拠点施設として十分に機能するよう取り組みの充実を図る。
取り組み実績	男女共生フロア・ウィルを拠点とした相談事業、男女共同参画週間事業、女性に対する暴力をなくす運動週間事業、その他の啓発講座、ウィル・フェスタ、女性団体制度などを通して、総合的に男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進した。

番号	85
所管課	人権政策室
取り組み名	施策の男女共同参画の視点からの総合調整
アクションプログラムの取り組み内容	男女共同参画に関する施策への意見の対応等とおして、男女共同参画の視点から検証し必要に応じて総合調整を行う。
取り組み実績	男女共同参画の視点が各施策に反映されるよう、担当課への周知に努めた。

基本方向（6）苦情処理・人権侵害相談体制の充実

- ① 男女共同参画に関わる施策への意見の申出や性別を理由とする人権侵害等の相談について、安心して気軽に申出・相談できる環境を整えます。あわせて、必要な支援に取り組みます。
- ② リーフレットなどによって、男女共同参画に関わる施策への意見の申出方法や性別を理由とする人権侵害等の相談体制について周知します。

取り組みのまとめ
男女共同参画に関する意見・相談等の申し出制度において、男女共同参画推進施策などについての意見・苦情等と、性別を理由とする人権侵害などの相談体制を整備し、ホームページで周知を図っている。

番号	86
所管課	人権政策室
取り組み名	苦情処理・人権侵害等の相談体制の充実
アクションプログラムの取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して気軽に申出・相談ができる相談窓口を整備し、必要な支援のための関係機関との連携の仕組みを構築する。 ・PRリーフレットを講座開催時に配布したり、各公共施設等に設置し周知を図る。
取り組み実績	男女共同参画に関する意見・相談等の申し出制度において、男女共同参画推進施策などについての意見・苦情等と、性別を理由とする人権侵害などの相談体制を整備し、ホームページで周知を図っている。

枚方市男女共同参画推進審議会の意見

枚方市男女共同参画推進審議会の意見

平成 24 (2012) 年度第 2 次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム進捗状況について、枚方市男女共同参画推進審議会の意見を取りまとめたものです。

基本目標 1 人権尊重の視点から男女共同参画の理解を促進する

基本方向 (1) 男女共同参画に関する理解の促進

基本方向 (2) 男女平等を推進する教育・学習の推進

基本方向 (3) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

基本方向 (4) 情報活用における男女共同参画の推進

基本方向 (5) 外国籍市民等への生活関連情報の提供

審議会の意見

基本方向 (1)

- 男女共同参画に関する理解の促進などに関して、市PTA協議会総会などに出席した会長や役員が、その内容を他の役員や保護者会員に伝達、報告する方法を工夫すれば、さらに広く周知できるのではないかと考える。協議、周知したい内容をまとめ、それを各保護者会員、教職員へ配布すれば、より効果があるのではないだろうか。この方法を市PTA協議会子ども人権啓発委員会が行い、実際に、保護者会員より「役に立つ情報を知ることができ、助かった」という言葉ももらったことがある。

基本方向 (4)

- 情報を発信する能力についても、向上を図る必要がある。

基本目標 2 配偶者や恋人などからの暴力を根絶する

基本方向 (1) DVなどの暴力の防止

基本方向 (2) 被害者に対する相談・支援対策の充実

審議会の意見

基本方向 (1)

- 昨今、ストーカー行為で大切な命を絶たれるケースがある。その度に、被害者をどう救えばいいのかが話し合われるが、解決が難しい問題である。公的な施設の設置、リーフレット等の配布など、防止・啓発に努めてはいるが、被害者が出るたびに思うのは、加害者に対する施策であり、殺人を犯す前に防げなかったのかということである。被害者支援対策と同時に、加害者の心の悩みを相談できる場が必要ではないかと考える。海外では加害者支援が進んでいる国もあるのではないかと考える。
- IT化が進み、出会い系サイトで知り合う経緯が目立つ。学校教育の中で、インターネットにより、知らない人と簡単に交際に進む現実やそのような環境の怖さを教えることが必要かと考える。講演会の実施などの施策が必要である。
- 高校生、大学生は啓発リーフレットを手にとらない。学校への出前講座の実施など、直接伝える方法が有効であると考え。何がDV、デートDVにあたるのかを知らない学生が多いので、そのあたりを具体的に伝えていく方法を考えていただきたい。

基本方向 (2)

- DVが子どもに与える影響に十分配慮する必要がある。DV被害者支援においては、児童虐待があるということを前提として取り組むべきであり、母子への支援にも配慮していただきたい。重篤なケースだけでなく要支援ケースについても、要保護児童対策地域協議会などとの連携を強化し、取り組みを進めていただきたい。
- DV被害者が避難したあとの支援も重要である。枚方へ転入してくる人にもフォローをしていただきたい。避難後に自立しても、生活に疲弊し、元の生活に戻ってしまう人もいる。
- 相談しやすい環境づくりとして、市民相談課の相談担当職員に、ぜひ女性も加えていただきたい。DV相談などにおいて、男性には話したくない、会いたくないという人もいると考えられる。

- ・ 被害者の立場からみると、どこまで支援してもらえるのかがわかりにくいと考えられる。具体的に何ができるのか、何ができないのかを限界を含めてわかりやすく被害者に伝えることが必要である。
- ・ 法律の改正などを含めて、まず支援者が支援内容を正しく十分に知るための取り組みも必要である。
- ・ 相談者が何(リーフレット、相談案内カード、ホームページ、広報など)によって窓口を知り、相談にこられたのかを把握した上で、より効果的な相談窓口の周知に努めていただきたい。

基本目標3 生涯を通じて安心して健やかに暮らせるよう支援する

基本方向(1) 生涯を通じた男女の健康支援

基本方向(2) 男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者等への支援

基本方向(3) ひとり親家庭等への支援

審議会の意見

基本方向(3)

- ・ シングルマザーの交流会などが実施されているが、シングルファーザーからの要望はないのだろうか。
- ・ 男性特有の悩みがあるので、男性が相談できる窓口も必要である。
- ・ シングルマザーを対象とした情報交換や交流の場について、開催日時やテーマなどを含め、より参加しやすい形を考えていただきたい。

基本目標4 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できるよう支援する

基本方向(1) 安心して子育てや介護ができるための支援

基本方向(2) 就業・起業・再就業したい人への支援

基本方向(3) 雇用の場における男女の均等な機会と待遇確保の推進

基本方向(4) 働きながら、育児や介護ができる職場環境の整備促進

審議会の意見

基本方向(2)

- ・ リーマンショック以来、就職氷河期といわれてから、いまだに改善されていない状況である。円高により自動車業・電気メーカー等が、海外に市場を求め、製造業の求人が激減している。大学を卒業しても就職できず、正社員になれずに派遣切りにあい、就職難民となっている現状がある。
- ・ 自閉症や、適応障害・発達障害に気づかず成人し、ニート・ひきこもりになっている場合がある。そうした若年者支援の取り組みを、関係機関が連携し行うことを提案する。

基本目標5 男女共同参画の仕組みづくりを推進する

基本方向(1) 政策・方針決定過程等への男女共同参画の促進

基本方向(2) 男女共同参画の視点に立った施策展開

基本方向(3) 関係機関・市民団体等との連携強化

基本方向(4) 市民参加による外部評価と計画の進行管理

基本方向(5) 推進のための拠点施設機能の充実

基本方向(6) 苦情処理・人権侵害相談体制の充実

審議会の意見

(意見なし)

全体にかかわること

- ・ 「メディア・リテラシー」や「ゲートキーパー」などの言葉は、一般的にまだ浸透していないと考えられる。できるだけわかりやすく伝えるように工夫していただきたい。

平成 24 (2012) 年度
第 2 次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム進捗状況

発行 平成 25 (2013) 年 11 月
事務局 枚方市政策企画部人権政策室男女共同参画担当
住所：〒573-1191 枚方市新町 2 丁目 1 番 5 号
電話：072-841-1221 (代表) / ファクス：072-843-5637